



マイナンバーも安心！当事務所は電子申請でお手続きしています

◆業務ご案内◆

- 労務管理・年金等のご相談
- 給与計算・年末調整
- 就業規則・諸規程のご相談・作成
- 人事・賃金制度に関するご提案
- 労働・社会保険のご相談・事務・請求手続き
- 労災に関するご相談・請求手続き

◆営業時間ご案内◆

- 月曜日～金曜日（祝日を除く）9時～17時



ゴールデンウィークは、皆さまいかがお過ごしでしたでしょうか。2年ぶりに外出の制限もからず、場所によっては多くの人が集まっていたようです。特に海外ハワイへの旅行はいっぱいだったようで、皆待ちわびていたのがよく分かります。マスク不要論も出始めていますが、どうなっていくのでしょうか…。

～産業別 新卒者の給与データ～



2022年2月時点の最新調査結果によると、新規学卒者の給与に関して、以下の結果が出ました。

- 学歴計の平均は、19万円台
- 大卒の平均は、男女とも21万円超
産業別では、男女ともに卸売業、小売業が最も高く、どちらも22万円台を超えました。また、女性の金額が男性より高い産業が多くなりました。
- 高卒者は、17～18万円台
高卒の産業計は、男性が18万円台、女性が17万円台。
（*具体的な金額は次ページに載せています。）

★5月のお仕事カレンダー★



5/10	● 4月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
5/16	● 障害者雇用納付金の申告と納付期限 ● 障害者雇用調整金の申請期限
5/31	● 4月分健康保険料・厚生年金保険料の納付 ● 3月決算法人の確定申告と納税・9月決算法人の中間申告と納税(決算応当日まで) ● 6月・9月・12月決算法人の消費税の中間申告(決算応当日まで) ● 自動車税・軽自動車税の納付(都道府県の指定日まで)



新卒者の所定内給与額 (2020年6月分、千円)

	学歴計		大学		高校	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
産業計	197.6	195.6	210.8	214.7	180.2	172.2
建設業	198.1	191.4	213.8	218.2	187.6	179.5
製造業	185.2	184.2	208.8	212.5	171.9	169.8
電気・ガス・熱供給・水道業	198.1	162.0	218.5	-	179.2	162.0
情報通信業	205.6	209.9	206.0	213.1	171.7	170.3
運輸業、郵便業	202.1	193.7	212.3	214.9	191.7	179.9
卸売業、小売業	204.7	202.0	224.5	227.3	177.7	162.5
金融業、保険業	207.8	201.7	212.1	212.8	154.4	163.8
不動産業、物品賃貸業	207.8	198.5	209.7	207.7	191.7	174.8
学術研究、専門・技術サービス業	205.0	197.1	211.9	216.8	179.7	177.7
宿泊業、飲食サービス業	178.2	172.8	183.2	194.3	174.9	163.1
生活関連サービス業、娯楽業	185.9	185.8	195.0	191.1	168.9	175.1
教育、学習支援業	199.2	198.9	208.9	210.0	159.2	169.3
サービス業(他に分類されないもの)	200.3	197.1	214.7	212.1	188.3	178.6

厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査」より作成

**性別欄が空欄の履歴書が来たら…？
どう対応すればよいでしょうか。**

履歴書の様式が新しくなり、性別の欄が任意の記載となりました。今後、空欄の履歴書を目にすることが出てくるでしょう。どのように対応すればよいでしょうか。

トランスジェンダー（出生時とは異なる性を自認する人）当事者や支援団体から履歴書の性別欄の削除を求める声が上がったことにより、従来から普及していた JIS 規格の履歴書の様式例が削除され、それに代わるものとして昨年 4 月、厚生労働省が新しい履歴書の様式を発表しました。その様式では、性別欄自体は残っていますが、従来の「男・女」の選択式から、任意記載欄に変わっています。

任意の記載ですので、空欄で出してくる方もいるでしょう。その場合、絶対に性別を尋ねてはいけないということではありません。業務に性別の把握が必要な場合は、面接などで確認することは可能です。

ただし、応募者の尊厳を尊重するためにも、尋ねる際には配慮が必要です。厚生労働省は、マイノリティをめぐる考え方として、面接時は次のようなポイントに留意すべきとしています。

①強制的にカミングアウト（公表、人に知られたくないことを告白すること）させるような質問はしない。②性的指向、性自認について業務に必要なこと以上に興味本位の質問はしない。③カミングアウトは本人の意思を尊重し、本人の了承を得ずに他人に暴露するようなことは行わないこと。④使用する表現に注意する（「おかま」など蔑称を使わない）。

具体的なことでいえば、「女性と記入があるけど、見た目は男性だよ？どういうこと？」「性別欄にきさいがないけど、どうして書いていないの？男性だよ？」などといった例で、空欄であることについて理由なく尋ねたり、回答を強要したりすべきではないとされています。

業務の都合などで、性別を確認する必要がある場合には、必要な理由を説明し、応募者本人の十分な納得のうえで確認することが大切です。

*マイナンバーも安心！
弊所は電子申請でお手続きしています*

いきいきした会社づくりをお手伝いします

羽渕貴久子社会保険労務士事務所
社会保険労務士 羽渕貴久子
〒663-8234 西宮市津門住江町 8-16-815
TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554
E-MAIL habuchi@sky.memail.jp
URL <http://ikiiki30.com/>

